

SAFE

2004

5

くらしと地球と金融をつなぐ環境情報誌

トップインタビュー

ユビキタス社会の実現を通じ、 一層、環境問題の解決に貢献します。

株式会社東芝

取締役 代表執行役社長 岡村 正氏

特集

第2回三井住友フィナンシャルグループ 「環境セミナー」

環境コミュニケーションの最前線

File.01

CSOラーニング制度に見る企業、CSO、学生の連携

Sustainability Seminar

第7回

「トレーサビリティ」～食品の安全性を確保するには～

講師：松田友義氏

Eco Frontiers

海でも山でも公園でも環境にやさしい自己処理型トイレ

わが社の環境経営

SAFE NEWS Archives

BOOKS 環境を考える本

泊まってみいたいエコロジカルホテル

vol.48



SMFG

三井住友フィナンシャルグループ
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP

CONTENTS

トップインタビュー	1
株式会社東芝	
取締役 代表執行役社長 岡村 正氏	
特集	5
第2回三井住友フィナンシャルグループ	
「環境セミナー」	
環境コミュニケーションの最前線	10
File.01	
CSOラーニング制度に見る企業、CSO、学生の連携	
Sustainability Seminar	12
第7回	
「トレーサビリティ」～食品の安全性を確保するには～	
講師：松田友義氏	
Eco Frontiers	14
海でも山でも公園でも環境にやさしい自己処理型トイレ	
わが社の環境経営	16
地域密着型で風力発電の拡大を目指す /	
トータル処理システムで循環型社会構築に貢献	
SAFE NEWS Archives	18
日本政策投資銀行、「環境格付け」融資を開始 /	
地球温暖化対策推進大綱、進捗状況を評価中	
BOOKS 環境を考える本	20
注目の3冊 / 2004年3月度売上げベストテン	
泊まってみたいエコロジカルホテル	21
星野リゾート(長野県軽井沢町)	

SAFE EYE

捨てる神あれば拾う神あり

今年2月、家電リサイクル法に基づき収集運搬業者によって引き取られた廃家電の一部が、製造業者などに引き渡されていないことが判明した。新聞報道によると、引き渡されていない廃家電の一部が海外に輸出されていた可能性があるという。

このような不正処理事件を踏まえ、経済産業省と環境省は主要大規模小売業者に対し、家電リサイクル法対象機器の引渡状況などの調査を行い、その結果が4月上旬に発表されている。どのように処理されていたかさらに精査が必要という段階だが、家電リサイクル券の回付が確認できていないものが約7.8万台(全体の約0.5%)に上った。

こうしたケースでは、消費者からのリサイクル費用が不正徴収になってしまう点で確かに問題だが、一方「捨てる神あれば拾う神あり」の諺のごとく、ある人にとっては廃家電でも、別の人にとっては価値ある製品ということはいくらでもある。しかし今回の事件で、家電リサイクル法は製品がリサイクルショップで買い取られない限り、こうした需給の市場メカニズムを完全に排除させてしまうという事実が、はからずも浮き彫りになったといえる。

エコ・エフィシェンシー(環境効率性)の考え方に従えば、物質集約度を改善し、製品の高寿命化を図ることが環境負荷低減の第一歩だ。リサイクルよりリユースを優先すべきこともよく知られている。リサイクル社会からリユース社会へと、政策の目標もそろそろ進化させるべきときが来ているのではないか。製造業者の中古品ビジネスの取り組みや中古市場の整備・振興を政策面から支援していく必要がある。国では「環境と経済の両立」を環境政策のキーワードにしている。というのであれば、新たな視点の導入を求めたい。

(株式会社日本総合研究所 足達英一郎)

Top
Interview



photo: 矢木隆一

トップインタビュー 株式会社東芝

取締役 代表執行役社長 岡村 正氏

ユビキタス社会の実現を通じ、 一層、環境問題の解決に貢献します。

「IT革命」は、21世紀に入った今日も世界の経済・産業構造を大きく変化させている。

株式会社東芝は、その時代の変化に臨機応変に対応し、情報・通信システムや家電製品を中心に、各種システム・機器の開発・製造および販売を幅広く手がけている。

また、「世界の東芝」として、情報化社会に適した安心・快適を具現化する製品を

積極的に市場に提供し続けるために、「かえす・いかす」に象徴される持続可能な環境経営を推進している。

このように、国内外に視野を広げて先導的な取り組みをされている同社の環境活動や、

「企業の社会的責任」のあり方などを伺った。

環境活動は、企業経営と一体化させなければ 存在意義が問われてしまう。

御社で毎年開催されている「東芝グループ環境展」は、今年で13回目を迎えられたそうですが、まず、社長の「環境経営」に対するお考えをお伺いします。

東芝グループでは“人と地球と明日のために”というグループスローガンを掲げ、環境問題の解決に向けて、企業が重要な役割を担っていることを十分に自覚しながら活動を行っています。その一環として、「東芝グループ環境展」を、1990年にスタートしました。

こうした活動の背景には、時代の変遷による環境の変化があります。20世紀は、企業も含め人々が地球環境に負荷を与え続けてきた時代でした。そして21世紀は、「環境負荷をどう低減していくのか」ということが課題となったのです。これは人類そのものに対する使命だと思っています。

一方で、「グローバル化」という、世界の普遍的な基準で、企業価値を測ろうとする動きが急速に高まっています。そのために、世界規模で解決していかなければならない環境問題への取り組みは、本来の事業活動と区別して考えるのではなく、企業活動そのものの中にビルトインさせなければ、企業の存在意義が問われてしまいます。つまり、環境活動は企業活動の外で行われているのではない、という観点で活動を進めなければならないのです。

御社は、環境調和型製品の開発に精力的ですが、具体的な事例をご紹介します。

東芝グループでは、資源循環型社会の構築に向けて先導的に貢献するため、製品のライフサイクル全般にわたって環境効率や資源生産性を高めた「環境調和型製品（ECP）の創造」をコンセプトとして、製品づくりに取り組んでいます。また最近では、「ファクターT」という東芝独自の環境効率評価指標を開発しました。

これは、2000年の製品を基準として、どれだけの環境影響でどれだけの価値が提供できる製品であるかを示す指標で、環境影響が小さいほど、また、製品の価値が大きいほどこの値は大きくなります。製品価値が2倍で、環境負荷が半分であれば、「ファクターは4倍」ということです。

グループ内の目標として、2010年までにコンシューマー製品群ではファクターを「3倍」、社会インフラ向け製品群では「5倍」、部品材料では「10倍」にすることを目指しています。この目標に対しては、家電製品が先行しており、たとえば2004年度の冷蔵庫は昨年モデルと比較すると、42%の省エネで、10年前のモデルと比べると1/7になっています。ライフサイクル全体で評価すると、対1995年モデルでファクターが8.6倍となっています。2003年度の省エネ大賞で、東芝グループの4製品（冷蔵庫、エアコン2種類、換気システム）

が受賞できたのも、このような着実な取り組みの成果によるものだと思っています。

また、最近では環境に配慮した新分野の技術・製品開発も進めています。中でも注目を浴びているのが「e-blue」という消えるインクです。これは資源である「紙そのもの」を有効活用しよう、という発想で生まれた製品です。印刷した文字を熱で消すことができる当社独自の技術で、これをプリンター用トナーに応用しました。社内で試行したところ、約60%のOA用紙削減が可能となり、事業化に至りました。情報化社会の発展に伴って、「紙の需要は減るだろう」という声もありましたが、むしろ増える一方ですので、「消えるインク」の技術は、環境負荷低減に大きな効果が見込めるでしょう。

このほかに、燃料電池を中心とした新エネルギーや、CO₂を吸収するセラミックスなどの開発も進めています。セラミックスに関しては、まだ材料発見段階ですので、今後、経済性の面でも検証していかなければならないのですが、「CO₂を吸収し、CO₂を必要な所に届ける」という点で、かなり優れた技術だと思います。

消費者の方々の厳しい目があるからこそ、 企業は日々、鍛えられている。

では、環境に配慮した製品は、市場に受け入れられているのか。私は、日本の消費者は、欧米諸国と比べて環境に対する感覚が高いと思っています。たとえば、ノンフロン冷蔵庫を発売したときも、従来の冷蔵庫より値段が高いにもかかわらず、付加価値として認めていただいていますので、環境調和型製品に対する手応えは十分にあります。一方で、消費者の方々が製品を選ばれる際には、その企業の環境配慮、社会貢献や社会的責任といった点にも、厳しい目を向けられているように感じています。そうした目を真摯に受け止めなければ企業として存続できないのです。

また、近年では、NPOやNGOの影響力も増しており、情



「第13回 東芝グループ環境展」では、「ファクター」が示された昭和初期の東芝の家電製品が展示された(左から、洗濯機、掃除機、冷蔵庫)

報化技術の進展とあいまって、企業の誠実な情報開示やコミュニケーションが避けられないものになっています。ですから、消費者の方々に環境調和型製品を提供することは、企業としての一つの意思表示でもあるのです。

「拡大生産者責任」について、社長はどのようにお考えでしょうか。

製品が廃棄物になる前の段階の責任者として、生産者を明確に位置づける「拡大生産者責任」は、非常に難しい問題だと思います。なぜなら、製品本体価格に回収・リサイクル料金を含めるといふ、コストの「徴収の仕方」にばかりポイントが置かれているからです。企業は、製品のライフサイクルを通じた環境への負荷を考慮して、製品を開発し生産することが求められます。しかし、環境負荷に対する責任を誰が負うべきかについては考え方が分かれているのが現状です。費用負担のあり方は、不法投棄などの廃棄物問題の解決に直結する重大な問題ですので、今後も十分な議論が必要ではないでしょうか。

我々は、製品を資源に「かえす・いかす」という考えを明確に掲げ、製品サイクルの中で省資源・有害物質の除去・リサイクル性を高める製品設計を行い、消費者の方々にお届けしています。ですから、消費者の方々にもコストを負担していただきたいと思っています。さらに、リサイクルの現場でも再資源化率の向上に努めています。環境コストは消費者を含めた社会全体で共有すべきで、「誰が、いつ、どこで、どのくらい負担するのか」は製品の性状や各国の状況で異なり議論が必要なところですが、製品メーカーの一番の責任はこのコストを極小化していくことだと考えています。

CSRにとって「グローバル」と「ローカル」はどちらも無視できない。

今年1月には「企業の社会的責任(CSR)」の考えを盛り込んだ「東芝グループ行動基準」を制定されました。これにはどういった背景がおりなのでしょう。

先ほど申し上げたように、昨今、企業の社会的責任に対して、消費者だけではなくすべてのステークホルダーの注目が集まり、企業の存在価値に影響をおよぼす時代になってきました。企業として存続していくための条件として、社会的責任を果たさなければいけないのは当然のことです。ですから、法令遵守・環境保全・社会貢献などに対して、我々は徹底して取り組んできました。この3つは決して無関係なものではなくて、3つが相互に関係し合い、企業の社会的責任を果たす条件の根底に存在しているのです。

また、近年では、投資家や金融機関の間でもCSRは重要な評価基準になりつつあります。特に海外のマーケットで

国連グローバル・コンパクト(GC)の9原則

人権

1. 自ら影響を及ぼせる範囲で、国際的に宣言されている人権の擁護を指示し、尊重する。
2. 人権侵害に加担しないようにする。

労働

3. 結社の自由と団体交渉権の効果的な承認を支持する。
4. あらゆる形態の強制労働の禁止を支持する。
5. 児童労働の実効的な廃止を支持する。
6. 雇用と職業に関する差別的排除を支持する。

環境

7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
8. 環境に対して、一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

は、社会的責任投資(SRI)の規模は年々拡大しており、グローバル企業である当社でもその潮流に大きな関心を抱いています。SRIファンドに組み込まれることは、株価や資金調達に大きなインパクトを与えるからです。これからは、マーケットにCSR的な観点からどう情報を発信できるか、ということが重要になってくると思います。

こうした、市場環境の大きな変化に対応するため、CSRに関する活動を統括し、全社横断的な取り組みを一層強化し、より適切な情報開示を行っていくために、昨年7月に社長直属の組織として「CSR本部」を設置しました。「法令遵守」「環境保全」「社会貢献」などへの取り組みを一元化することで、市場のみならず社内外へ明確なメッセージを発信していきたいと考えています。

また、今年1月に国連グローバル・コンパクト(GC)に参加しました。これには「東芝の行動基準を普遍的なものとして展開していく」という狙いがありました。我々は、海外での売上シェアが全体の40%を超えていますし、海外拠点も140ほどあります。海外現地法人の従業員も45,000人ほどになります。ですから、当社は世界企業として「全世界に通用する普遍的な基準とは何か」ということを考えなければなりません。

しかし、グローバル化を考えると、「全世界を統一基準で律していいものか」という問題があります。地域によって宗教や習慣などが異なるわけですから、それぞれの国情に合わせた対応も必要なのです。世界各国に事業所を持つ東芝グループが、CSRの取り組みを推進する際には、普遍的な価値を掲げる一方で、実際の対応方法は地域特性を反映させたものにしていくことが重要なのです。

GCは、人権・労働・環境問題に対して普遍的な価値観、つまり規格ではなく「目的」を示していますので、我々にとって最適なものと判断したのです。これを「東芝グループ行動基準の準拠法」と位置づけ、行動基準を社内外のステークホルダーの方々に理解していただくと思っています。

製品の観点でも、ローカライゼーションを無視すれば、消費者に受け入れてもらうのは難しい。たとえば冷蔵庫には

「モノを冷やす」という世界共通の機能があります。「水は何度になれば凍る」というのは、世界共通の原理ですので、コンプレッサーを使うという点では変わりがありません。

しかし「同じ規格の冷蔵庫が世界中で受け入れられるか」といったら決してそうではありません。まず、地域によって扱う食品の種類が違いますし、暑い地域・寒い地域によって快適だと感じる温度も違います。ですから、そういった部分はローカライズしていかなければなりません。それぞれの国情に合った製品をつくっていくことが必要なのです。

日本には、非常に感性の高い消費者が多いので、日本企業は「気付き」や細部への配慮といった面が鍛えられる環境が整っているといえます。

これからは、社会的責任のあり方も製品の規格もグローバルな基準に準拠しつつ、地域の特性に応じたものでなければなりません。そうしたときに、グローバル化とローカライゼーションの両方に対応できる技量が求められます。今後、社会が成熟化し、グローバル化が進むにつれて、こうした対応ができる企業こそが成功していくのではないかと思います。

御社では「ユビキタス社会」に注目されています。ユビキタスは、今後の環境問題の解決にも貢献してくれるのでしょうか。

ユビキタスとは「無限定全数理解」とかと思っています。つまり、ユビキタス社会とは、個人や組織の可能性を等しく拡大し、誰でも情報を入手し発信することができるのです。

仮に「モノ」にも無限定全数理解の定義がおよぶとすると、ICタグがすべての家電製品に貼られた場合に、製品がどのような運命をたどるのかということまでもが瞬時にわかるわけです。そうすれば、廃棄物処理の世界も一変するでしょう。

このように、世の中のすべてのものがネットワークの中に入り込むユビキタス社会を最大限に活用することで、環境問題の解決にも大きなインパクトを与えるのではないのでしょうか。

一方で、こうした社会が実現すると、IT機器の増加によって、総電力量が増え、環境破壊が促進されるのではないかと、という意見があります。しかし、ユビキタス社会のもたらす生活の質の向上や利便性と、ユビキタス社会の環境負荷とのトレードオフのような表面上の議論をすべきではないと考えます。たとえば、パソコンの場合、今のノートパソコンの消費電力が約25Wです。これが30年前のパソコンで何W消費していたのかということを考えると、大きな進歩がうかがえます。このように、技術開発によって製品やシステムは今後もますます省エネが進むため、単純に電力を増やすということにはならないのです。

今後は、ユビキタス社会の到来により、環境問題に関する情報の共有化がますます進むでしょう。ネットワークが人やモノにかかる負担を極限まで分散させ、リスクと負荷を減らすことによって、環境への貢献は大きくなります。当社はユビキタスを実現する、世界の中心的な企業として、これまで培ってきた省エネやリサイクルの技術、燃料電池の技術を活用して、世界のグリーン化を先導していきたいと考えています。

【聞き手】三井住友フィナンシャルグループ広報部 新井直弘



PROFILE

岡村 正(おかもら ただし)

昭和13年生まれ。昭和37年東京大学法学部卒業。同年、株式会社東芝入社。平成5年情報処理・制御システム事業本部長に就任。その後、取締役、常務取締役などを経て、平成12年に代表取締役社長、平成15年取締役代表執行役社長に就任、現在に至る。

会社概要

株式会社東芝

設立 1875年(明治8年)
 本社 東京都港区芝浦1-1-1
 資本金 2,749億円(2003年3月末現在)
 従業員数 39,875名(単独、2003年3月末現在)
 代表者 岡村 正
 業務内容 情報・通信システム、電子デバイス、家庭電器など
 各種システム・機器の開発・製造・販売
 ホームページアドレス <http://www.toshiba.co.jp/>

特集 第2回 三井住友フィナンシャルグループ 「環境セミナー」

三井住友フィナンシャルグループでは、
去る3月3日に、グループとしては2回目となる「環境セミナー」を開催いたしました。
今回は、前回のアンケート結果に基づき、特に関心の高かった
「土壌汚染リスク」と「企業の社会的責任」をテーマに、ご講演いただきました。
今号ではこのセミナーでの講演内容を抜粋してお届けします。

概要

この環境セミナーは、三井住友フィナンシャルグループ（以下SMFG）傘下の4社（三井住友銀行、三井住友カード、三井住友リース、日本総合研究所）が連携し、開催しているものです。今回のセミナーでは、「土壌汚染リスク」と「企業の社会的責任」をテーマに、2名の講師をお招きし、ご講演いただきました。

SMFG広報部長である牧による挨拶の後、出張智己弁護士から、土壌汚染対策法の概要をはじめ、それにまつわる土壌汚染リスクとそのヘッジ方法など、実際の判例とあわせてわかりやすくご講演いただきました。

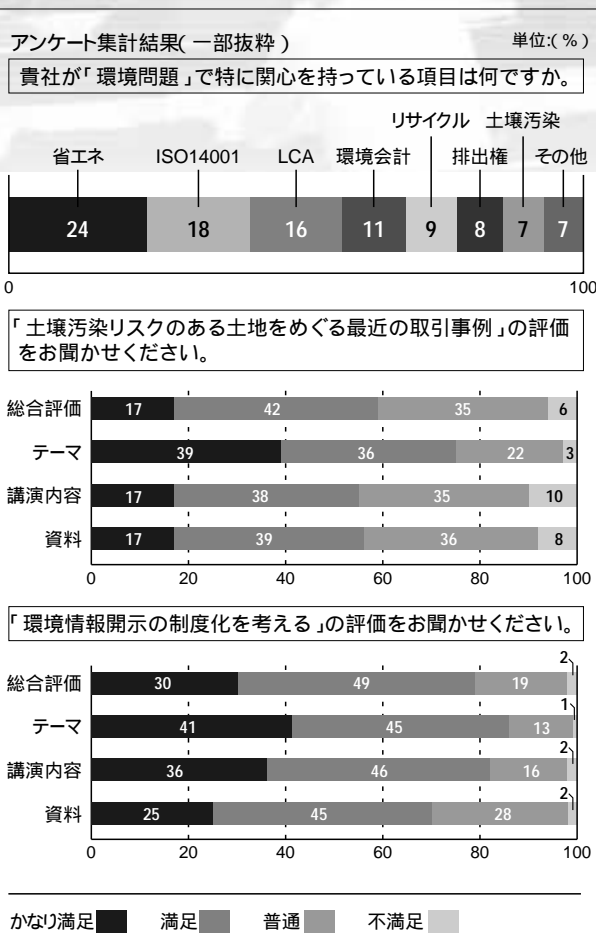
続いて、足達英一郎氏には、昨今、世界的な潮流となつつある環境情報開示の制度化について、国内外のCSR最新動向を交えながら、今、企業に求められている情報開示や、今後の展望など、網羅的にご解説いただきました。

また、各講演の後の質疑応答では、会場から多くのご質問

が出され、ご参加いただいたお客さまの関心の高さが改めてうかがえたセミナーとなりました。



セミナーで挨拶に立つ
SMFG 広報部長
牧 満



プログラム

「土壌汚染リスクのある土地をめぐる最近の取引事例」

アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士
出張智己(でばり ともし)氏

Profile

東京大学法学部大学院法律政治学専攻修士課程修了(法学修士)。弁護士(第二東京弁護士会に所属)。アンダーソン・毛利法律事務所、主としてコンプライアンスの観点から、各種金融規制法についてのリーガル・アドバイスを提供。さらに国内外の金融機関からの依頼で、企業の土壌汚染などの環境リスクについても助言を行っている。

「環境情報開示の制度化を考える」

株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
足達英一郎(あだち えいいちろう)氏

Profile

昭和61年一橋大学経済学部卒業。平成2年株式会社日本総合研究所入社。経営戦略研究部、技術研究部を経て、現在創発戦略センター上席主任研究員。(社)経済同友会「社会的責任経営推進委員会」WGメンバー、厚生労働省「労働におけるCSRのあり方に関する研究会」委員、アジア太平洋クリーナープロダクション会議理事も務める。

土壤汚染リスクのある土地をめぐる 最近の取引事例 - 交渉のポイントとリスクヘッジの手法 -

アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 出張智己

土壤汚染リスクと責任主体の選ばれ方

不動産取引における土壤汚染リスクには大きく分けると、「費用負担リスク」「賠償責任負担リスク」「訴訟リスク」の3つがあります。

まず、費用負担リスクに関連する法律として、土壤汚染対策法(以下、対策法)があります。その目的は、法律に定められた25種類の特定有害物質による健康被害の発生を防ぐことにあります。

この法律では、土壤汚染の疑いが生じた場合には、次の3つの段階を踏むことになっています。まず、汚染を調査する段階、もし汚染が判明すれば、その土地を指定区域として指定する段階、そして、知事が周辺住民に健康被害が生じる恐れがあると認め、必要な措置を講じるように命令する段階です。このうち費用負担リスクが関係するのは調査段階と措置段階です。問題は、誰が責任の主体となって土壤汚染リスクを担うのかという点です。この点に関して、環境省が2003年2月に各知事にあてた指示書に、第一次的な責任主体が土地の所有者、管理者および占有者のうち、土地の掘削などを行うために必要な権原を有し、義務の履行主体として最も適切な者に特定される旨が記載されています。

このように、知事は、複数の責任主体の中から、第一次的な責任主体、つまり「名宛人」を選定します。通常、知事は基準の明確性という観点から、特段反論がなければ、登記簿上に登記された所有者に対して命令を行うものと考えられます。

なお、対策法上、調査段階では、土地の所有者等¹に調査義務が課せられるのに対して、措置段階では、所有者等以外に当該汚染の原因となる行為をした汚染原因者も責任主体に含まれます。

汚染原因者が措置義務の第一次的な責任主体と認められるには、汚染原因行為とその結果に明白な因果関係があることなど、いくつかの要件が満たされなければなりません。こうした要件が満たされなければ、所有者等が措置義務を履行することになりますが、所有者等が実際に負担した調査や措置の費用を、汚染原因者に対して求償できるのかという話になります。

調査費用については、対策法上の規定はありませんが、措置費用については、対策法8条の規定に基づき、汚染原因者に対して求償することができます。

ただし、求償できる要件として、所有者等が措置命令を遵守したことが前提となります。仮に所有者等が自主的に措置命令以上の浄化を行っても、余分な費用は汚染原因者に対して求償できません。そのため、売買契約を結ぶ際には、汚染原因者に対する適切な費用負担を定めておく必要があります。

賠償責任負担リスクは「隠れたる瑕疵」に注意を

次に、賠償責任負担リスクに関連する法律としては、民法の「瑕疵担保責任」「一般不法行為責任」「工作物責任」などが該当します。また水質汚濁防止法19条も、地下水汚染が生じた場合の「無過失責任」を定めたものとして賠償請求の根拠となります。このうち、不動産取引で重要なのは、「瑕疵担保責任」です。売買契約において、契約の目的物に「隠れたる瑕疵」が存在した場合、買主は、売主に対して、瑕疵担保責任に基づき、損害賠償または契約解除の請求を行うことができます。

ここでいう「瑕疵」とは、契約目的物が通常備えるべき性質・性能を欠いている状態を指します。また、「隠れたる」とは、このような瑕疵が取引通念上要求される一般的な注意では発見できないような場合をいい、買主が当該瑕疵の存在について、善意無過失であることが条件となります。

瑕疵担保責任は、何が瑕疵に該当するのかという評価の問題と、買主の善意無過失の認定、そして、損害賠償の範囲をどこまで考えるのかという3点を立証しなければならず、容易ではありません。

そのため、取引当事者は、こうした係争が起こることを予防学的なアプローチで防ぎたいと考えます。そこで、売買契約の際に、できるだけ損害賠償負担リスクを当事者の間で事前に明らかにし、土壤汚染リスクを分配しておくことが重要です。

土壤汚染リスクの分配は契約での交渉がポイント

土壤汚染リスクを分配する有効な方法として、瑕疵担保責任特約を締結することが考えられます。これは、売買契約において、立証が難しいと思われる「隠れたる」「瑕疵」の要件を緩和し、または取り除くための特約です。どのように規定するかで、買主と売主のリスク分配は大きく変わってきます。

では、こういった点を考慮して瑕疵担保責任特約を結ぶべきかを、「隠れたる瑕疵」のリスクを負う買主の立場で具体的に示していきます。まず、わずかでも健康被害の恐れがある汚染物質の存在などはすべて「瑕疵」に含み、かつ環境基準の遵守は免責の要件とはならないことを明確にしておきます。さらに、調査の結果、明らかになった瑕疵については、売主に事前に除去させるか、除去させない場合には売買価格で調整することになります。売買価格での調整が困難な場合には、その瑕疵が原因となって、将来、第三者から賠償請求された場合に備えて、「隠れたる」リスクであるか否かを問わず、売主は買主の損害を補償する旨を手当てしておかなければなりません。また、損害賠償の範囲については、調査・措置費用も含むようにします。

不動産の証券化スキームと保険によるリスクヘッジ

次に、土壤汚染リスクを分配する不動産取引の方法として、不動産の証券化があります。これは、不動産から得られるキャッシュフロー（主にテナントから得られる賃料など）の収益を受ける権利を表章する証券を発行して、投資家に小口で販売し、資金調達を行う一連のアレンジメントのことです（図表1）。

この中の不動産原所有者（オリジネータ）は、売買契約でいえば、売主に該当します。オリジネータはその所有する土地を裏付けに、資金調達を行いたいと考えますが、通常の売買契約では、不動産取得税や登録免許税などが高額におよぶ可能性があります。そこで、信託銀行に対して信託を行い、受益権²を得た上で、その受益権をSPC³（受益権譲受人）に譲渡します。SPCは、受益権購入のためのつなぎの資金を銀行などから調達し、その後、資産対応証券の発行などにより投資家から得た発行代り金で、これを返済します。そのため、受益権を譲り受けるSPCが、通常の売買契約

でいえば、買主に近い存在にあたります。

このスキームでは、所有者として登記簿上に登記されるのは、信託銀行です。しかし、信託銀行自体は、土地の収益を得ているわけではなく、土壤汚染リスクを引き受けるには無理があります。「利益が帰属するところに損失も帰属する」という一般原則から考えると、土地の管理を行うにすぎないマスター・レシーヤ、一定の指図権を持つにとどまる銀行やアセット・マネジャーなども、信託銀行と同様な理由で無理があります。

このように見てくると、誰が責任を負うべきかは、かなり不明確になってきます。信託契約上、仮に土壤汚染リスクが生じたときは、受益権者であるSPCが第一次的な責任を負担し、信託銀行に責任が発生することを回避する建て付けにすることがあります。とはいえ、SPCに費用を負担させることは、結果的に投資家に費用を負担させることになるので、このような対応にも限界があります。そこで、保険を利用したリスクヘッジが考えられることになります。

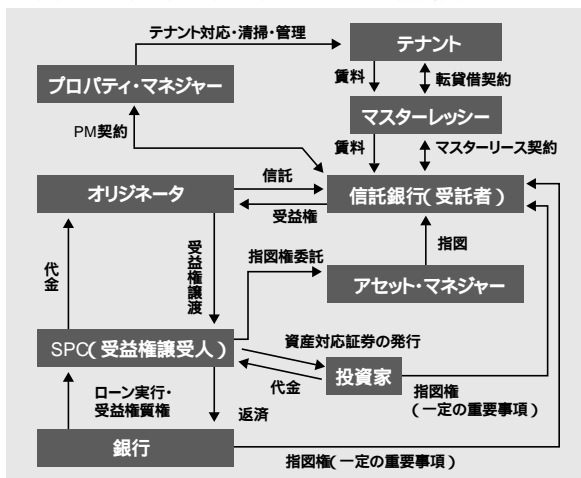
現在、こうした土壤汚染リスクに対応した保険はいくつかありますが、まずは、買主、売主の立場でどういうリスクヘッジをしたいのか、また、そのリスクヘッジの目的が何であるかを、検討する必要があります。

さらに、保険契約を結ぶ際に考慮すべき点がいくつかあります。たとえば、当事者のいずれを被保険者に指定するかは、いかなるタイプの保険を利用するかに関わるため、重要です。ほかにも、保険の引受審査時にどの程度まで費用を割くことができるのか、カバーしたいリスクが適切にカバーされているか（保険契約上、免責の扱いになっていないか⁴）、支払限度額および免責金額の設定が適切であるかなどがポイントになります。

いずれの場合にも、保険料をどの程度まで負担し、どの程度のカバーを求めるのかというバランスを考えて、保険契約を結ばなければなりません。また、保険には、設定した過去の時点から現在までの土壤汚染リスクを補償する、遡及日が設定される場合があります。土壤汚染リスクと土地の地歴を考慮しつつ、遡及日にも注意を払う必要があります。

このように、現在、土壤汚染問題は、不動産取引はもちろん、企業の日常業務の場面でも避けて通れない問題になりつつあります。対策法がもたらす効果とその影響を見極め、企業の環境リスク管理のあり方を改めて見直すべき時代になってきたのではないのでしょうか。

図表1 不動産の証券化スキームの相関図



1 当該土地を所有する所有者、土地の賃借人などの占有者、破産管財人などの管理者をあわせて、土壤汚染対策法上、「所有者等」という。
 2 土地(信託財産)からの収益を実質的に享受する権利。
 3 Special Purpose Company(特別目的会社)の略。
 4 不動産価値の下落自体などは、多くの保険商品で免責の扱いとなる。

環境情報開示の制度化を考える

- CSRへの範囲拡大と世界の動向 -

株式会社日本総合研究所 上席主任研究員 足達英一郎

国内外の情報開示

昨今、新聞紙上でもコーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ(CSR:企業の社会的責任)という言葉が大変よく目にするようになりました。現在、環境だけでなく、広い意味での企業の社会的責任が問われるようになってきており、世界的に、これらの情報開示の制度化に対する動きが出てきています。今日はそうした動きを紹介しながら、日本での環境・社会情報開示の行方をお話したいと思います。

まず、日本の企業情報開示制度は、原則すべての会社を対象とした商法と、主に上場企業を対象とした証券取引法の2つの法律によって、財務書類など経済面の開示が義務化されています。

一方、海外では、経済面だけではなく、環境・社会面の情報を開示している国が数多くあります(図表1)。

英国では、日本の商法にあたる「Company Law Review」の見直しが行われています。この見直しの過程で、「取締役は重要性のある要因を誠実に考慮に入れて意思決定しなければならない」という条文のもと、「重要性のある要因」として、ステークホルダーとの関係や環境問題をあげています。

フランスでは、2001年5月に成立した新経済規制法において、2003年から全上場企業を対象に、環境・社会情報の開示を含んだ年次報告書(annual report)の発行を義務づけています。

また、オランダには、1997年に成立した「Environment

Protection Act(環境管理法)があります。環境負荷が大きい特定の約300事業者に、行政機関向けと一般公開用の2種類の報告書を作成することを義務づけたものです。

さらに、カナダでは、「Public Accountability Statements Regulations」という法律があり、金融機関、特に銀行が融資を行う際に環境・社会問題をどのように反映しているか、あるいは各地域社会に対してどのような貢献をしているかなど、いわゆる公益的な観点からの情報開示を求めているものもあります。

世界的に情報開示の要求が高まる中で、日本でも制度化の動きがあります。環境省が「環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を検討しています。

しかし、日本経済団体連合会(以下、経団連)に代表される経済界の反発もあり、まずは独立行政法人などに対して環境報告書の作成やその報告書に対して第三者の審査を義務づける、また環境報告書の基本的な記載事項を明確にし、比較容易性を高める、といった法律の内容となる予定です(講演時点)。

一方、経団連は2004年1月に「環境立国のための3つの取り組み」を発表しています。すでに経団連の会員企業でも300社以上が環境報告書を公表していますが、3年でこの数を倍増することを目指し、会員企業に呼びかけています。その上で、環境経営の進め方やその情報発信、コミュニケーション手法については、本来、企業の自主性・主体性が最大限に発揮されるべき分野であるため、法制度のもとでの官の関与ではなく、民間の自主責任によって進められるべきとの考えを示しています。

図表1 海外にみる情報開示の義務を課す法律

環境行政からの要請
・ Environment Protection Act(オランダ)
会社法上の要請
・ Company Law Review(英国)
・ Corporation Responsibility Bill(英国)
・ Corporations Law(オーストラリア)
・ Law on Annual Accounts(デンマーク)
上場企業の要件としての要請
・ Law no2001-420 related to new economic regulations (art116)(フランス)
・ King Report on corporate governance(南アフリカ)
金融活動の要件としての要請
・ The 1995 Pension Act(英国)
・ Public Accountability Statements Regulations(カナダ)
・ Financial Services Reform Act(Corporations Act)(オーストラリア)

環境・社会面での取り組みが業績を左右する時代へ

では、環境・社会問題の情報開示がなぜ必要になってきているのでしょうか。2001年10月に、ある電機メーカーは製品のケーブルに許容範囲を超えるカドミウムを含有していると、欧州の環境当局から指摘を受け、欧州向け製品の一部を出荷停止にし、製品の交換を余儀なくされました。

当時の新聞報道では、連結決算ベースで売上高への影響が約130億円、部品交換のコストを含めて連結営業利益に与える影響が約60億円と伝えられました。

また、従来、日本では環境ビジネスや、特に消費者に対して環境保全のイメージを訴求した商品は、実際

のマーケットではなかなか売れないといわれてきました。しかし、徐々にその状況は変わりつつあるようです。その一つがトヨタの「プリウス」です。プリウスが出たころは、1台売ると赤字が生まれるという噂がありました。いまや数多くのバックオーダーを抱えるほどの売れ行きで、2004年の北米でのカー・オブ・ザ・イヤーにも選ばれました。

このように、環境リスクは、企業業績に対してマイナスの影響を与え、逆に環境ビジネスは、プラスの影響を与えるといったことが明確に現れ始めてきました。したがって、適切な環境対策を行うことが「優良企業」の要件となってきたのです。

こうした状況になれば、当然、企業を評価する側の投資家や金融機関は、企業の環境・社会問題への対応に敏感に反応し、その対応についての情報開示を求めてきます。そのために情報開示を制度的に行うことが必要になってくるのです。

また、この流れで「環境格付けレポート」も増えてきました。ドイツのミュンヘンにある格付け機関のOekom Researchでは、「Environmental Rating」という環境格付けを行っています。さらに「Social Cultural Rating」(社会文化格付け)というものもあり、たとえば、「雇用の安定性は確保されているか」「途上国での給与水準はどうか」「安全衛生に配慮した企業活動を行っているか」などの項目が、情報開示の要求項目、あるいは企業評価の項目になってきています。

こうした環境格付けが出てくる背景には、世界の投資家による社会的責任投資(SRI)の動向があります。米国では約240兆円が、企業の環境や社会問題への取り組みをもとに投資されており、金融機関経由で運用されている金融資産の11%を占めています。欧州での規模は米国よりも一桁小さく約50兆円ですが、英国では1997年から2001年の4年間で10倍、オランダでは8年間で15倍に拡大しています(図表2)。

日本では1999年のエコファンドからSRIへの取り組みが始まり、現段階では13本の投資信託が運用されています。その総額は800億円程度であり、ほかにも年金基金などの運用にもこうした取り組みが採用され、現在1,000億円程度の市場規模があるものと推定されます。

また、こうした情報開示を求めるのは、何も投資家や金融機関だけではありません。NGOも、企業に対して環境・社会情報の開示を積極的に要請しています。その中でも有名なのが、本部をアムステルダムに置くGRI(Global Reporting Initiative)です。GRIでは開示項目を「GRIガイドライン」という形で公表しており、2004年2月現在で、世界397団体がこのガイドラインを活用した報告書を発行しています。

図表2 世界の社会的責任投資の動向

アメリカ
2003年の社会的責任投資の市場規模は、総額2兆1,750億ドル(約240兆円)。金融機関経由で運用されている金融資産の11%を占めている。1995年から2003年までの8年間で3.4倍に拡大。
EU
2003年は、総額3,500億ユーロ(約45.5兆円)。英国では、1997年から2001年の4年間で10倍に拡大。オランダでは、1995年から2003年までの8年間で15倍に拡大。
日本
2003年は、総額810億円。現在、13本のSRI型投資信託(いわゆるエコファンドを含む)が設定・運用されている。このほかに2003年からは年金基金の運用にSRIのスタイルが採用されている。

市場の進化を促す

しかし、開示ルールがバラバラで、企業が独自の集計範囲を用いるために、企業側にとって情報開示がしやすい情報だけを公表しがちだ、という問題が生じてきました。そのため、情報の信頼性ということが、次の課題となってきています。一方で、企業側も金融機関・投資家・NGO・取引先からさまざまな情報開示要求が舞い込んできて対応しきれないという声もあります。

そこで、環境の情報開示にも決算書や有価証券報告書にあるようなルールを設け、それに基づいて情報開示を行う、さらにその情報開示を会計士のような存在が監査するという仕組みが必要ではないか。それが国で進めている、環境報告書の発行とその外部監査を制度化しようというアイデアにつながっていくこととなります。ただし、現状ではまだ異論が多いのも事実です。

こうした中で、金融機関では、日本政策投資銀行が新年度から「環境配慮型経営促進事業」をスタートさせました。企業を環境格付けした結果をもとに、評点が高い企業には金利を低く設定したり、債務保証するといった制度です。このほかにはびわこ銀行が環境配慮活動の達成状況に応じて貸出金利を一定比率引き下げる「環境コベナンツ契約」など、金融機関からのアプローチも始まっています。

このように、投資家・金融機関から企業への情報開示要求はさらに活発化するでしょう。また、海外からの情報開示要求も強まることが予想され、さらに情報開示の要求範囲は「環境」から広い意味での「企業の社会的責任」に拡大していくことになるでしょう。

今後、日本企業は、経済同友会がまとめた「市場の進化」という経済モデルのように、企業が率先して社会的価値・人間的価値を盛り込んで経営を行い、そのことをステークホルダーに支持してもらうことで競争力につなげていくという考え方が求められるのではないでしょう。

CSOラーニング制度に見る 企業、CSO、学生の連携

取材・文：
トッパン エディトリアル コミュニケーションズ株式会社
CSRルーム 堀 哲也

File.01 株式会社 損害保険ジャパン

昨今、企業の環境コミュニケーションは、環境報告書の発行だけにとどまらず、さまざまな方法が用いられるようになった。このコーナーでは、そうした先進的な環境コミュニケーション事例を紹介する。

今回取り上げる、株式会社損害保険ジャパン(以下損保ジャパン)の「CSOラーニング制度」は、「木を植えるより、木を植える人を育てたい」との思いで、環境CSOでの就業体験を希望する学生を公募し、紹介するインターンシップ制度である。本制度は、他のインターンとどのように異なるのか、また損保ジャパンにとってこの制度の意義は何なのかを探る。

CSO: Civil Society Organization= 市民社会組織。損保ジャパン環境財団では、NPO・NGOに代えて、CSOという呼称を使用している。

限られた予算から生まれた 「人への投資」

損保ジャパンの社会貢献活動の多くは、前身である安田火災海上保険株式会社が行っていた活動を引き継いでいる。損保ジャパンが社会貢献活動を行う財団法人には、損保ジャパン記念財団、損保ジャパン美術財団、損保ジャパン環境財団(以下環境財団)の3つがある。損保ジャパンが、商品の開発やサービスの提供などの本業や省資源活動を通して、環境問題に取り組むことはもとより、「良き企業市民」として社会貢献活動を推進するために1999年4月に環境財団を設立した。

ところが、一つの企業が財団を3つも運営していくことは、金銭的負担が大きい。実際、環境財団の年間予算は5,000万~6,000万円で、各種財団の中では少ない予算規模といえる。この予算の中で、他財団と異なる特色を出していくには、どうすればよいのか。その結果導き出された「答え」が、「人への投資」だった。「もの」という形のあるものへの支援であれば、5,000万円は5,000万円ではしかないが、それが人への投資であれば、将来、何倍もの価値を持つ。

環境財団が、環境情報の収集・提供や啓発活動、各種の助成活動など

の中でも、人材育成を最も重要な活動と位置づけているのは、「木を植えるより、木を植える人を育てたい」という発想が大きな要因なのである。

人を大切にする社内風土

しかし、損保ジャパンが人材育成に注目したのは、必然だったのではないだろうか。同社の環境への取り組みは、社内の省資源・省エネから始まり、社員の意識醸成に大きく力を割いてきた10年だったという。そのときのキーワードが「全員参加」「自主性」「地道・継続」であり、これを具現化しているのが、1993年に組織化された社員のボランティア組織「損保ジャパンちきゅうくらぶ」だといえる。

ここでは、環境分野だけにとどまらないさまざまなボランティア活動が展開されている。また、1999年からは「ちきゅうくらぶ社会貢献ファンド」もスタート。全社員の自由な意思で、毎月の給与から1口100円以上の金額をファンドとして集め、ボランティア活動の費用やNPOへの寄付などに充てている。今回紹介するCSOラーニング制度も、このファンドからの寄付金で運営されている。

ややもするとただのお題目になってしまいがちな環境/社会貢献活動

ではあるが、「全員参加」「自主性」「地道・継続」をキーワードに一步一步取り組むことで、社員のマインドを確実に変え、地に足がついた活動へと結びつけてきたのである。

「ヒト、モノ、ネットワーク」の 提供で学生をバックアップ

それでは、CSOラーニング制度を見ていこう。この制度は、2000年度から行われており、環境CSOでの就業体験を希望する大学生や大学院生を公募し、インターンを体験してもらうプログラムである。インターン生を選ぶための面接には、CSOの職員と損保ジャパンの社員も参加し、和気あいあいとした雰囲気で行っている。本人がインターンを希望しているCSOと、その実際の活動に食い違いが生じないように、慎重にマッチングを行うという(図表1・2)。

そして、8カ月のインターン期間中、CSOでの活動時間に応じた奨学金の支給(1時間あたり900円)が、大学での単位認定かを選ぶことができる(清泉女子大学、明治大学、早稲田大学などの単位取得を認めている大学のみ)。東京近辺の学生に加え、関西でも同様の活動が行われている。

この制度の目的は、次代を担う若者がCSOでの実体験を通して「学ぶ」

図表1 CSOラーニング制度応募者推移

単位：人

	2003年度		2002年度		2001年度		2000年度
	東京	関西	東京	関西	東京	関西	東京
応募者総数	140	44	85	29	73	12	71
	184		114		85		71
インターン者数	35	15	19	6	17	4	21
	50		25		21		21

ことにより、視野の広い社会人を育成すると同時に、CSOに対する「マンパワー支援」を目指している。大半のCSOは、資金の面から多くの人員を抱えることが難しく、この制度により人手を得られ、同時に人材育成にもつなげようというのである。

本制度のインターン生は、コピーとりや資料整理などの単純作業に終始することはない。ニュースレターの発行を通じた情報発信やイベントの企画・運営など、CSOの社会的意義への理解につながるような仕事が任されており、皆それぞれに成果を上げ、充実したインターンを行っている。

また、学生たちは、先進的な企業の環境への取り組みを研究し、自分がその企業の社員であればどんな取り組みを行いたいかなどの提言をまとめ、その企業の担当者にプレゼンテーションを行ったり、「CSOと学生が考える市民社会」と題する座談会を企画するなど、広く自主的な活動を展開している。その際、損保ジャパンは、企業の持つ強みである「ヒト、モノ、ネットワーク」を使い、企業と学生の橋渡しをしたり、会場を提供するなどして、学生たちをサポートしている。



「環境提言大会」でプレゼンテーションを行う学生

環境財団の北村必勝専務理事の「私たちがしているのは『場』をつくることです。学生とCSOという異質な世界の触れ合いの中から、双方によい何か生まれるだろうという期待のもとに『場』を提供しています」という言葉通り、本制度は確実にCSO、学生たち両者の未来に影響をおよぼしている。

**社会の中へ広がっていく
「全員参加」「自主性」「地道・継続」**

では、学生たちは、本制度やそうした取り組みを通じ、何を感じているのだろうか。学生たちの事後の感想で、「CSOの社会的意義は理解できた。ただし、社会的な認知度や影響度が課題であり、より積極的な情報発信などを通じて、CSOの活動を広めていくための具体的な方策が必要だ」という声がよく聞かれるという。

CSOが存在している、ということは政府や企業が解決できない課題が存在していることと同義である。学生たちは、CSOの中でさまざまな社会的な課題に直面し、一方でそれらの課題が容易には解決できないものであることを知るのである。そうした状況下で、自分には何ができるのか、CSOの可能性や限界、企業が社会の中で果たす役割などを真摯に考え、課題として抱えたまま社会へと巣立っていく。

そして、さまざまな世界で、その課題を解決すべく奮闘していくことになる。入社1年目の本制度OBが、「環境への取り組みを社内で進めたいのだが、上司の理解が得られない。こういう場合はどのように進めればよい

図表2 インターン生受け入れCSO (2003年度実績)

関東地区	・アース・ビジョン組織委員会事務局
	・FoE Japan
	・オイスカ
	・ガバレ農場
	・環境文明21
	・ジャパン・フォー・サステナビリティ
	・The Nature Conservancy Japan
	・JUON(樹恩)NETWORK
	・WWFジャパン
	・日本環境教育フォーラム
関西地区	・日本自然保護協会
	・日本ネイチャーゲーム協会
	・日本野鳥の会
	・バードライフ・アジア
	・ワールドスクールネットワーク
	・大阪自然環境保全協会
	・大阪みどりのトラスト協会
	・環境市民
	・気候ネットワーク
	・地球環境と大気汚染を考える全国市民会議
・日本ウミガメ協議会	
・淀川水系の水質を調べる会	



学生たちが制作した本制度の活動報告

のか、ノウハウを聞かせてほしい」と財団を訪ねてきたこともあるという。

これは「木を植える人」が、確実に育っている何よりの証左である。損保ジャパンの掲げる「全員参加」「自主性」「地道・継続」の理念が、社内にとどまらず、学生たちを通じて、広く社会へと広がっていく。このCSOラーニング制度の社会的意義は、まさにそこにあるのだろう。

取材協力：損保ジャパン CSR・環境推進室 / 損保ジャパン環境財団

Sustainability Seminar

第7回

トレーサビリティ

～ 食品の安全性を確保するには～



松田友義氏

千葉大学大学院自然科学研究科 教授
北海道大学大学院修了後、千葉大学園芸学部講師、千葉大学大学院自然科学研究科助教授を経て現職。トレーサビリティシステム開発委員のほか、セミナー講師を多数務める。著書に『食品安全性と栄養の経済学』（農林統計協会）など。

昨今、BSEや偽装表示問題の続発により、食品の安全性をいかに確保するかが企業にとって重要な課題となっている。このような状況の中、新たな食品管理システムであるトレーサビリティが注目されている。食品の安全性や消費者の安心を確保するために、トレーサビリティシステムはどのような効果をもたらすのか、松田友義氏に論じていただいた。

はじめに - 安全と安心 -

高病原性鳥インフルエンザ発生後の養鶏場の対応や、自治体間の連携のまずさが事件を一層拡大したことから、食品を生産する側・監督する側の意識のあり方によって結果が左右されることが明らかになった。安全を担保することと、安心を提供することとは全く次元の異なる問題である。安全は食品そのものの属性の問題であり、モノの世界の問題である。一方、安心は消費者の心の中の問題であり、情報の世界の問題である。

別の見方をすれば、安全は安心の前提であり、食品が安全でなければ、どのような情報を提供しても消費者の心の中に安心を生むことはできない。

本稿では、安全を「リスクが存在しない状態」というように定義する。100%安全ということはありませんので、「リスクが存在しない」という言葉は、リスクが許容できる範囲に抑え込まれていることを意味する。しかし、どの程度が許容範囲なのかは、ハイリスクグループと通常の成人とで異なる。アレルギーの場合を考えると、このあたりの事情は理解しやすい。リスクレベルをゼロに近づけようとするほど、巨額の費用がかかる。リスクレベルとトレードオフの関係に

あるコスト(消費者にとっては価格)を天秤にかけた上で、どの程度の安全性を選ぶかは、本来、消費者の役割、消費者がなすべきことである。

たとえば、米国でのBSE発生による牛肉輸入停止の是非を考える場合にも、安全と安心を峻別して考える必要がある。日本のBSE検査は世界的に見ても厳しい。確かに米国が主張しているように危険部位を除去することはできる。しかし、日本の消費者は厳しい検査があるからこそ安心して牛肉を購入し、消費しているのである。今さら、検査レベルを落とすことには納得しないであろう。つまり、日本の消費者が望んでいるのは、安全の保証というよりは安心の提供である。

安全を信頼で結ぶ トレーサビリティ

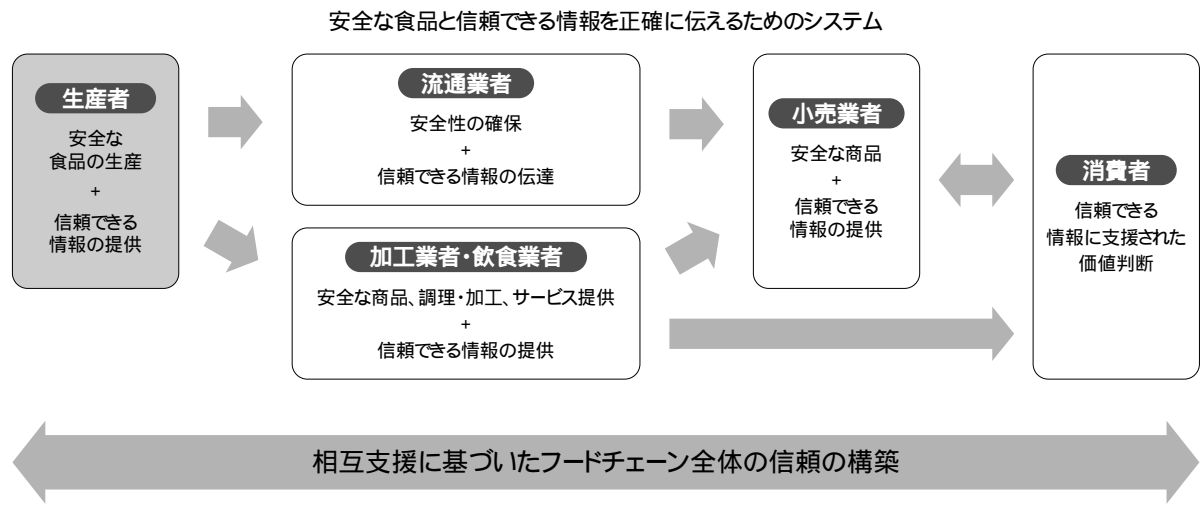
トレーサビリティシステムを導入することによって企業から期待されているのは、食害の原因を明らかにするとともに、回収範囲を特定し、迅速に回収を行うことによって被害が広がることを防ぎ、同時に、回収費用の大幅な削減を可能にする、というリスク管理機能である。しかし、現在の日本の消費者の行動を考えると、この

機能が期待通りに働くことはおそらく期待できない。いかに回収の必要のある食品の範囲が明らかになり、危険な食品のみを回収するといっても、消費者は当該企業の商品すべてを商品棚から撤去することを要求するであろう。また、直接要求しないまでも購入を避けることで、小売業者に暗に撤去を促すであろう。

結局、トレーサビリティシステムはリスク管理の手法としては使えないということになる。消費段階での事故が発生した後では、すでに手遅れなのである。むしろトレーサビリティシステムは、小売りに出すまでの間で機能することを期待したほうがよいシステムである。つまり、HACCP同様、原料から商品出荷までの各段階で安全性を管理し、記録を残すことによって問題のある商品が発見された場合に、消費者に届く前に回収することができれば効果があるといえよう。そのためには、関係者が食品の生産・加工・流通の各過程で安全性に配慮し、安全な原材料・食品の生産に努めるとともに、その記録を食品と関係づけながら、次に渡すことが必要となる。

それぞれの関係者が安全に配慮しながら生産し、安全を損ねることのないよう流通・保管し、食品をどのように扱ったかに関して信頼できる情

図表1 安全を信頼で結ぶトレーサビリティ



ICタグがついたダイコンからは、品種・生産者・土壌状態などあらゆる情報が読みとれる。



昨年開発された、手の平サイズの新型ユビキタス端末。品物に近付けると情報が表示され、商品によっては音声や動画の情報もあわせて出力される。

【写真提供】YRPユビキタス・ネットワークング研究所

報を消費者に提供する(図表1)。つまり、トレーサビリティシステムは、安全を信頼で結ぶシステムなのである。

トレーサビリティシステム導入のための課題

最近のメディアの影響もあってか、トレーサビリティという「ダイコンにICタグをつけるあれですか?」と尋ねられることがある。テレビなどで紹介されているのは、農林水産省の「平成15年度トレーサビリティシステム開発実証実験」の際に提起された、12課題のうちの一つにすぎない。ほかにも鶏卵に直接IDを印字するシステムや、バーコードを利用したシステムの開発も行われている。ICタグはトレーサビリティにつきもののデータ・キャリ

ア・デバイスの一つでしかない。ICタグは今のところ高価なので、利用するにはトレーサビリティ以上の、ロジスティクス面での高度利用や新たな付加価値をもたらすビジネスモデルの提案が必要となるであろう。

現在、多くのトレーサビリティシステムが開発されている。しかし、現状ではそれらの間の相互運用は不可能である。牛肉用のシステムは、牛肉のトレーサビリティを担保することにしか利用できず、野菜用のシステムは野菜にしか利用できない。さらにA社が開発したシステムを流れるトレーサビリティ情報は、A社のシステムでしか利用できない。これでは、スーパーマーケットや生産者団体の負担は大きくなるばかりである。

消費者が最も望んでいるのは、安

全な食品を安心して消費できる環境、すなわち「フードセーフティチェーン」の構築である。これを機能させるためには、これまでのサプライチェーンマネジメントのような管理・被管理の体制ではなく、支援・被支援、さらには相互支援の体制が必要である。フードチェーンに関係するすべての個人・団体・企業の間で安全な食品を提供するという共通目的に向かって、相互支援の体制を確立することが、フードセーフティチェーンを構築し、十全に機能させるための前提条件といえる。

HACCP: Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析重要管理点)の略。食品の製造工程全般を通じて、危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、より一層の安全確保を図る科学的な管理方式。

Eco Frontiers

海でも山でも公園でも 環境にやさしい自己処理型トイレ

登山やハイキングでトイレに行きたくなくても困らない日があるかもしれない。排水を出さず、その場でし尿処理をしてしまうトイレがある。今回は、新たなインフラとして期待されるこうした自己処理型トイレを紹介する。

自己処理型トイレの必要性

日本の汚水処理人口普及率は、平成14年度末で75.8%に達しており、家庭においては大半の人々が衛生的な汚水処理の恩恵を受けている。しかし、逆の見方をすれば、24.2%の人々には未整備であるといえる。

また、海や山などの自然環境や公園などの公共施設にもトイレの整備が必要である。近年の夏山登山ブームにより山小屋に観光客が押し寄せたり、野外コンサートなどの大規模イベント開催時には、一時的にトイレ利用者が集中することになる。これにより、し尿処理能力を超えた未処理水が垂れ流されたり、野外で用を足した場合には汚物が散乱するなど、し尿処理能力の不足から周辺環境への悪影響が懸念される事態になっている。

一方で、水洗トイレに慣れた現代人には、「汲み取り便所」の悪臭と不衛生感は重大な問題になりつつあ

る。1995年の阪神・淡路大震災では、学校や公園が避難所として使われたが、震災被害者とそれを支援するボランティアたちは、トイレ施設の劣悪さに頭を悩ませたといわれている。

自然環境への配慮とともに、より快適なトイレ施設を求める声の高まりを受けて、ここ数年、電力や上下水道・浄化槽が整備されていない山岳地帯や公園などを中心に「自己処理型トイレ」といわれるし尿処理システムが数多く設置され、新たなインフラとして普及しつつある。

下水道や浄化槽などによる汚水処理人口の普及状況(国土交通省)

技術資料の整備、普及啓発などを行っている。

研究会の技術資料によると、自己処理型トイレとは「トイレと処理装置が一体化、もしくは併設された構造をなし、便器から排出されたし尿をその場で処理するトイレ」と定義される。基本的には、し尿や処理したものを放流しない自己完結型である。

現在のところ、乾燥処理方式、乾燥処理方式、生物・化学循環方式、土壌利用方式、携帯トイレの5種類に分けられる。それぞれの処理方式の構造や特徴については、図表1にまとめている。

自己処理型トイレと従来の仮設トイレとの大きな違いは、従来型のものはし尿を貯留するだけなので、貯留槽がいっぱいになったらそれ以上は使用できず、頻繁に汲み取る必要があるのに対して、自己処理型トイレはし尿をその場で処理できるので、処理能力内であれば(燃料や資材の補充、残さの回収は必要だが)、非常に長い期間連続して使用できる点にある。

さらに、電力が必要な場合も太陽光発電で対応できたり、資材の補充と残さの回収も数カ月から1年に1回程度で済むなど、運転管理やメンテナンスに手間がかからないものもある。

また、放流水がなく、必要なエネルギーも少なく、運用も容易であるなど、自己処理型トイレはきわめて環境負荷が小さいといえる。

自己処理型トイレの定義と特徴

今年の2月、自己処理型トイレを製造・販売している企業が集まり「自己処理型トイレ研究会」を結成した。研究会では、これまで各社バラバラだった処理能力表示の統一作業や、



土壌利用方式の例
白神山地

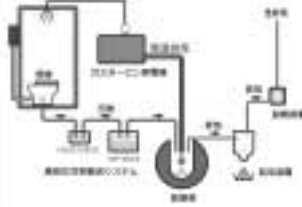


生物・化学循環方式の例
屋久島 縄文杉登山道

図表1 自己処理型トイレの処理システム概要

乾燥処理方式

概要：灯油ガスタービン発電機を動力源・熱源とする。汚水中の水分を加熱・蒸発・粉末化し、残さを回収する。



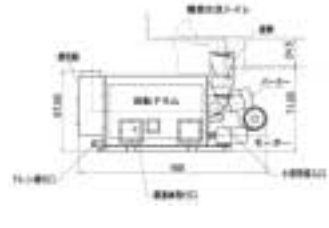
設置条件：水・燃料が必要。電気は不要。

処理能力：750～1,500人回/日、500L/日

特徴：処理能力が高い。乾燥後の残さは無菌でわずかなため、廃棄作業がクリーンで手間がかからない。

燃焼処理方式

概要：簡易水洗トイレの汚物タンクにし尿を一時貯留し、灯油バーナーなどを用いて汚水を直接焼却する。水洗可。



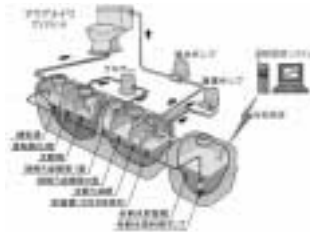
設置条件：水・電気・燃料が必要。

処理能力：300～1,000人回/日、150L/日

特徴：焼却後の残さがごくわずか。負荷変動に強い。

生物・化学循環方式

概要：汚水を好気性微生物(生物処理)や鉱物抽出液(化学処理)を用いて処理し、再び洗浄水として使用する。水洗可。



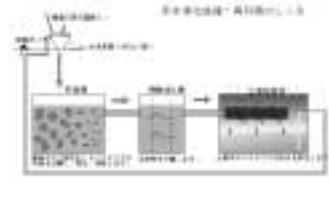
設置条件：水(運転初期のみ)・電気(太陽光発電で対応可)・少量の消耗品(活性炭や薬品)が必要。燃料は不要。

処理能力：300人回/日、30～1,000L/日(貯留タンク容量に依存する)

特徴：生物循環方式は、良好な処理水が得られる。化学循環方式は、流量に変動が少ないため処理が安定し、負荷変動に強い。

土壌利用方式

概要：土壌を用いて汚水を浄化する。汚水は、嫌気または好気性の微生物による前処理を施し、土壌中に浸透させて処理する。水洗可。



設置条件：水(運転初期のみ)・電気(太陽光発電で対応可)・少量の消耗品(活性炭や薬品)が必要。燃料は不要。

処理能力：120～300人回/日、36～2,400L/日(貯留タンク容量に依存する)

特徴：汚泥の発生量が少ない。処理水は良好な水質。電気が必要なタイプもある。

携帯トイレ

北海道利尻町での設置例

概要：し尿を吸収ポリマーやパルプなどで凝固・吸収し、生分解する素材やポリエチレンを使用した袋などへパックし処理する。



携帯トイレ配布ボックス



携帯トイレ回収ボックス



ヘリコプターで運んだトイレベース

設置条件：水・電気・燃料とも不要。使用したら補充する必要がある。

処理能力：1人回/個

特徴：トイレの設置・維持管理が困難な場所にも対応できる。低コストで、使用方法が簡単。実際には、登山道の入り口に携帯トイレ配布ボックスを設置し、途中に目隠しが可能なトイレベースを設置、さらに使用済みの携帯トイレを回収するボックスも設置して、適正な利用を呼びかけている。

今後の普及に向けて

現状では、処理能力の測定手段や評価方法が確立していないため、設置しようとする際に、どんな判断基準でどの方式を選べばよいかかわりにくい状況にある。また、法的位置づけが不明確なので、自治体への届け

出の際に混乱をきたすなどの問題が生じている。

環境省は、昨年からは自己処理型トイレ(山岳トイレと称している)のワーキンググループを設置し、富山県の立山で実証試験を行っており、さまざまな条件でのデータを集めている。

環境省の試験や研究会の活動を

通じて、自己処理型トイレの能力評価方法が確立すれば、法的位置づけが明確化され、普及に拍車がかかることが予想される。

資料協力
自己処理型トイレ研究会
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-10
TEL: 03-3237-0851

地域密着型で風力発電の拡大を目指す

日本風力開発株式会社

今、クリーンエネルギーとして、欧州はもとより日本でも注目を集める風力発電。日本で初めて、ベンチャーとして風力発電事業を手掛けた日本風力開発に、独自のビジネスモデルと環境保全の考え方についてお話をうかがった。

ベンチャー企業が 風力発電事業で急成長

日本風力開発が資本金1,000万円から風力発電事業をスタートさせたのは、1999年7月。当時、欧州ではすでにさかんに風力発電事業が行われていたが、日本では、まだそうした事業を行う企業はきわめて少ない状況であった。その理由として、コストの問題がある。たとえば、発電出力1,500kWの風力発電機1基につき3億円かかるといった具合だ。そのため、ベンチャー企業が風力発電事業を始めることは難しいとされてきた。

しかし、京都議定書の批准が迫り、日本でも自然エネルギーを利用した発電事業が注目され始めると、それに関わる法制度も整備されてきた。こうした風力発電を取り巻く環境の変化と、同社の事業拡大がマッチングし、わずか3年8カ月で東証マザーズに上場するほどの急成長をとげることができた。

地域密着型で 独自のビジネスモデルを形成

では、この急成長の背景には、どのようなビジネスモデルが存在したのだろうか。同社の代表取締役副社長である大内勝樹氏によれば、「風力発電は、ただ風が吹けばいいというものではない」という。風力発電事業は卸売りが基本なので、電気を電力会社を買ってもらう必要がある。そのため、電力会社の送電線に余裕がなければ事業として成り立たないという根本的な問題がある。また、希少動植物が生息してい

ないか、周辺環境に影響がないか、景観条例や土地利用規制がかかっていない土地であるかなどの条件が整って初めて、発電所の予定地を決定できる。

予定地が決まったら、今度は地権者や地元住民、自治体などに事業内容を説明し、土地確保の交渉に入る。風力発電所は、民家から200m以上離れた場所で行うことが条件となっている。

「最初は、全員、反対と言います。でも、1年でも2年でもかけて、住民の方が納得するまで話し合います。1人でも反対者がいたら事業は絶対にやりません。最初のアプローチできちんと話し合いをしないと住民との長いつきあいにはつながらないんです」と大内氏。地域との調和を図った風力発電事業するために、社長自ら住民との話し合いに汗を流す。このフットワークの軽さがベンチャー企業である同社の強みである。

その結果、できあがった風力発電所に対して、住民側に非常に好感をもってもらえ、さらに地元自治体の方から観光資源化したいなどの話が出るという。また、発電所が完成した後は、子会社として独立させて、地域住民の雇用を図り、会社名に地名を入れるなどの配慮をすることで、地域に根づいた発



青森県六ヶ所村に立ち並ぶ
20基の大型風力発電機

電事業を行っている。これが、同社の誇るビジネスモデルだ。こうした地道な努力が実を結び、今ではさまざまなルートから共同事業の誘いがかかり、青森県六ヶ所村のような、発電所(写真参照)を開発することができたのだ。

向かい風すら利用して 環境ビジネス展開の力に

さらに、同社は環境面にも力を入れた風力発電事業を推進する予定である。まずは、新エネルギー機構が今年の4月から始める環境影響調査を行う。これは、1万kW以上の大規模な発電所についての環境影響調査を義務づけたもので、風力発電所にも適用される。

「費用もかかるし、調査期間も1年間ほどかかりますが、環境対策をしっかりやっている企業に対しては、信頼性の向上につながるので非常にいいことだと思っています」と大内氏。

風力発電に関するどんな問題も前向きに捉え、ビジネス展開の力に変えてしまう姿勢は、あらゆる環境ビジネスにも通じるところがあるのではないだろうか。

会社概要

社名：日本風力開発株式会社
所在地：東京都港区新橋2-5-5
新橋2丁目MTビル5階
資本金：18億4,849万2,948円
(2004年4月現在)
売上高：40億6,475万6,000円
(平成15年3月期連結)
従業員数：45名(関連会社を含む)
事業内容：風力発電の開発事業、機器販売
事業、運営管理事業、投資事業
など

トータル処理システムで循環型社会構築に貢献

株式会社タケエイ

リサイクルが難しいことで有名な建設混合廃棄物。
タケエイは、これを収集から中間処理・最終処分まで一貫して取り扱い、
きわめて高い再資源化率を実現している。

廃棄物処理の 歴史とともに歩む

タケエイは、1967年に個人企業として建設廃棄物の収集・運搬と処理を始めた。1971年に廃棄物処理法が制定されたのを機に、廃棄物処理業を事業として本格化し、将来的な成長の可能性を拡げていった。同社は、同業他社との差別化のため、収集だけでなく、最終処分場の設置・運営にも乗り出した。1991年以降は、中間処理施設を設置し、リサイクルにも力を入れている。

廃棄物処理業界では、非常に珍しい収集・運搬から中間処理、最終処分までトータルに対応できる企業として成長を続け、今では関東一円に4カ所の中間処理・リサイクルセンターと1カ所の最終処分場を持つ。取引先は1,500社以上に上り、年間100億円の取扱高を誇る業界屈指の企業となった。

最終処分場 円満運営の秘訣

最終処分場の不足は、全国的に深刻な問題になっているが、不心得な業者による不法投棄や野積みの問題により、処分場設置時の周辺住民の同意や自治体の許可などはますます得にくくなっている。

同社は、設立当初より最終処分場の運営を事業の柱の一つとしてきたが、大きな問題は一つも発生していないという。処分場設置と運営の秘訣について三本社長はこう語る。

「基本的には、迷惑をかけないとい



千葉県大木戸の最終処分場

うこと。最終処分場の設置は、地元の合意を得るのに2年から10年近い時間がかかります。その間、ずっと一貫した真摯な姿勢で、地元の方々と正面から向き合うということです。

「しかし、もっと大事なのは設置してからです。こまかい気配りをし、改善していくことで、一住民として認められることを目指しています。そのために、地元のお祭りや運動会などの催しにも積極的に参加します。当社の処分場は、一般の方も自由に出入りして見学できるようオープンにしています。一住民となることで、いつでもお互いに意見を言いやすい関係づくりをしているのです」。

地域と一体になり、気配りを欠かさない。ここに過去8カ所の処分場を運営してきた同社の真髄がある。

技術開発を通じた あくなきりサイクルへの取り組み

同社の中間処理施設の再資源化率は約85%(サーマルリサイクル約10%含む)である。建設混合廃棄物の平成14年度全国平均が36%であることを考えると、驚異的な数字だ。

さらに、同社が中心となって、東京都スーパーエコタウン事業認定を受けて計画している建設廃棄物選別リサイクル施設「リサイクル・ピア」は、最新設備により再資源化率94%を目標に掲げ、質の面で日本一を目指している。この再資源化率の実現には、設備の構成や機器の選定に、同社の経験に基づくノウハウが注ぎ込まれている。

また、建設廃棄物に含まれる木くずのリサイクルのために、バイオマス発電やエタノール燃料化の研究組織にも参画している。

同社は、今後もリサイクルに正面から向き合い、資源循環型社会構築に貢献していく方針である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

会社概要

社名：株式会社タケエイ
所在地：東京都江戸川区西葛西
7-20-10
資本金：1億1,844万1,000円
(2003年7月現在)
年間取扱高：100億円
従業員数：240名
事業内容：建設系を中心とする産業廃棄物の収集・運搬・再生・処理・処分、最終処分場の運営・維持管理、総合廃棄物処理コンサルテーション

Topics 1 日本政策投資銀行、「環境格付け」融資を開始

環境に配慮した企業活動を銀行が支援する動きが広がり始めた。「格付け融資」という手法で、企業の環境経営をさらに促進する。

日本政策投資銀行は、4月に環境に配慮した経営や事業内容を評価した「環境格付け」に基づく新しい融資制度を日本で初めて導入した。

従来は、環境設備費用の支援などに限定した融資を行っていたが、この融資制度は、環境経営全般を支援し、企業の環境活動を促進することが目的である。

具体的には、環境配慮の度合いを点数化し、ランクに応じて金利を引き下げる仕組みで、市場の標準金利に比べ最大で0.6%低くする。

評価を行う際、まず申し込み企業に対し、約100項目の質問への回答を

求め、各評価項目で評点化した結果を合計する。この評価で特徴的な点は、「素材」「加工・組み立て」「建設」「卸・小売り」「物流」「エネルギー」といった各業種独自の評価項目を設けたことにある。これにより、評価の精度を高めている。そして、評価の高い順に「A」「B」「C」の3段階に区分し、それに応じて融資額を決めていく。200点満点で、大企業であれば「120点以上」、中小企業であれば「110点以上」の企業が支援対象となる。

このほか、先進的な環境活動を高く評価するため、「加点項目」という別枠を設けていることも特徴。また、

「ISO14001」の取得を条件にしないなど、中小企業の利用を促進する設定も盛り込んでいる。

さらに、環境格付けを決定する際に、質問項目だけでなく、評価企業の収益性や安定性など財務基盤のチェックも行い、最終的に金利に格差を設ける。基準をクリアしていれば、社債保証もするという。

初年度は、10～20社に最大計2,700億円を融資する方針。今後は、この手法を民間金融機関にも広く公開する。この制度により、環境経営が、中小企業を含めた幅広い企業に取り入れられることが期待される。

Topics 2 地球温暖化対策推進大綱、進捗状況を評価中

環境省の中央環境審議会地球環境部会で地球温暖化対策推進大綱の進捗状況について、評価が進められている。京都議定書の約束、2010年の目標値(1990年比 - 6%)は達成できるのか。

地球温暖化対策推進大綱(以下、大綱)は、1999年に政府の地球温暖化対策推進本部(本部長:小泉純一郎首相)によって決定され、2002年に改訂された。大綱では、2004年と2007年に対策の進捗状況について評価・見直しを行い、必要な対策を講じるとしている。それに基づき、今年2月の中央環境審議会から検討が行われており、6月以降に中間まとめを作成する予定である。3月10日の審議会で、大綱における3部門(産業・民生・運輸)の暫定評価の一部が提出された。

評価・見直しの方法としては、現状の取り組みで2010年の排出量を

予測 個別の対策によりどの程度排出削減が見込めるか 2010年に京都議定書の約束である1990年比6%削減を達成できるか 必要に応じて追加対策を行う、という手順をとる。

審議会で提出された各部門の対策の進捗状況について、運輸部門の低公害車の開発・普及や業務(民生)部門エネルギー起源CO₂の家電製品など、トップランナー基準が導入されている分野では、2010年目標の達成が確実視されている。

一方で、交通需要の調整や建築物の省エネ化など、規制化されていない分野では、評価のもととなるデータさえ収集できていない。

産業部門のエネルギー起源CO₂は、経団連の自主行動計画での算定方法と大綱での算定方法の違いが指摘されており、また算定の基礎となる数値が公表されないことから、算定された数値の正確性や透明性への疑問が示されている。

また、それぞれの施策に対する評価では、2010年目標に対する評価以前に、比較するためのデータと、データを集める手段が不足していることが明らかになった。

今後、これらの問題をどう解決するか。CO₂削減に向けて政府の手腕が問われることになる。

NEWS Head-Lines 2004.02-04

経済

コスモ石油が、CO₂排出権をホームページで販売開始。不特定多数を対象とした排出権の販売は日本で初めて。(2/18)

<http://www.cosmo-oil.co.jp/>

国際協力銀行が、都銀4行と「環境審査に係る協定書」を締結。民間金融機関の環境配慮への取り組みを支援。(3/1)

<http://www.jbic.go.jp/>

鹿島、インターリスク総研などが共同で、4月から企業に保有する緑地の資産活用を促すコンサルティングサービス「エコアセット」を開始。(3/8)

<http://www.kajima.co.jp/>

平和紙業が、電気の刺激負荷を与えなくてもマイナスイオンを半永久的に発生するエコマーク認定印刷用紙「ヒーリングペーパー」を発売。(3/11)

<http://www.paper-hsk.co.jp/>

伊藤忠商事が、畜産事業からのCO₂排出権ビジネスに世界で初めて参入。(3/23)

<http://www.itochu.co.jp/>

日本品質保証機構が、第13回クリーン開発メカニズム(CDM)理事会において、世界初のCDM認証機関に認定。(3/25)

<http://www.jqa.jp/>

ファーストエスコが、国内初の「水処理ESCO事業」への参入を決定。(4/10)

<http://www.fesco.co.jp/>

政策

英国にある国際海事機関(IMO)で、船舶のバラスト水管理に関する国際会議が開催され、「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」が採択された。(2/16)

<http://www.env.go.jp/>

海上保安庁が、平成15年の国内海域の海洋汚染発生確認状況を公表。平成14年に比べ、55件増の571件となった。(2/18)

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

遺伝子組換え生物の使用による、生物多様性への悪影響防止を目的としたカルタヘナ議定書が発効。(2/19)

<http://www.env.go.jp/>

廃棄物の海洋投入処分を許可制にするとともに、洋上での廃棄物焼却を禁止することなどを盛り込んだ、海洋汚染防止法改正案が閣議決定。(2/24)

<http://www.mlit.go.jp/>

環境省が、生物多様性条約第7回締約国会議の結果を公表。山岳の生物多様性・保護地域・技術移転と技術協力等に関する決議を採択。(2/24)

<http://www.env.go.jp/>

揮発性有機化合物(VOC)の排出規制を新たに盛り込んだ、大気汚染防止法改正案が閣議決定。(3/9)

<http://www.env.go.jp/>

特定事業者が環境報告書の作成を義務づける、環境配慮事業活動促進法案が閣議決定。(3/9)

<http://www.env.go.jp/>

モントリオール議定書締約国による会合が開催。締約国183カ国が、オゾン層破壊力の強い臭化メチルの製造と使用の禁止で最終合意。(3/24)

<http://europa.eu.int/>

国土交通省が、平成16年4月以降の新自動車グリーン税制を公表。(3/26)

<http://www.mlit.go.jp/>

環境省が、「環境報告書ガイドライン2003年度版」を公表。(3/30)

<http://www.env.go.jp/>

日本政府が、ヒートアイランド対策大綱を決定。(3/30)

<http://www.env.go.jp/>

経済産業省が、2002年4月に策定した「環境JIS策定促進のアクションプログラム」を改定。新規テーマ41件を追加し、今後3年間に合計217件のテーマで標準化を進める。(3/31)

<http://www.meti.go.jp/>

国立・国定公園特別地域内での風力発電施設の設置審査基準を示す、「改正自然公園法施行規則」が施行。(4/1)

<http://www.env.go.jp/>

技術

INAXなどが、生ごみの粉碎時間を従来の1/3に短縮した業界最速粉碎ディスポーザー「ニュー・エコ・ポーター530『快速くん』」を開発。(2/16)

<http://www.inax.co.jp/>

NECが、モバイルネットワークを導入し、二酸化炭素排出量の削減効果を分析する手法を確立。(3/5)

<http://www.nec.co.jp/>

三菱樹脂の植物系生分解素材「エコルージュ」が、大手スーパーマーケットで採用。食品包装分野における生分解性フィルムの採用は、今回が初めて。(3/10)

<http://www.mpi.co.jp/>

三菱電機が、製品の部材調達時にEUのRoHS指令の対象6物質をスクリーニングする新手法「一滴抽出法」を開発。(3/15)

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/>

JFEスチールが、排ガス中のダイオキシン類の分析を2日間で行う新しい分析方法を開発。(3/22)

<http://www.jfe-steel.co.jp/>

社会

「モーニング娘。」が環境省の「環のくらし応援団」に参加することが決定。環境省と協力し、ミュージカルやコンサート、テレビ番組、雑誌などを通じ、環境に関する幅広いメッセージを発信していく予定。(3/15)

<http://www.env.go.jp/>

コスモ石油が、今シーズンの「フォーミュラ・ニッポン」のレース全戦にわたって、CO₂排出権を提供。(3/27)

<http://www.cosmo-oil.co.jp/>

環境省が、小・中学生を対象にした、平成16年度の「こどもエコクラブ」の参加募集を開始。(4/7)

<http://www.env.go.jp/>

BOOKS 環境を考える本

自動車リサイクル 静脈産業の現状と未来

寺西俊一 外川健一 編著
東洋経済新報社
価格2,835円(税込)

2005年1月から施行が予定されている「自動車リサイクル法」。この法律が意図通りの効果をあげ、目的を達成するかどうかは、自動車産業の静脈センター、特に解体業界の協力にかかっている。にもかかわらず、自動車静脈産業に関する研究書は以外と少なく、我々は現状をよく知らない。本書は「自動車リサイクル法」と、その成否がかかる自動車解体業界に焦点を当て、その実態を紹介する。具体的な課題にも踏みこんでいるので、一読しておきたい。



風力発電機とデンマーク・モデル 地縁技術から革新への途

松岡憲司 著
新評論
価格2,625円(税込)

風力発電への注目が高まっている。風力発電産業で成功を収めているデンマークを中心に風力発電の技術革新の歴史を紹介し、日本がその能力形成のために求められる政策を考えていく。世界における風力発電の歴史や現状をオランダ・デンマーク・ドイツ・日本の間で比較し、わが国における再生可能なエネルギー政策をわかりやすくまとめている。今後、エネルギー問題を語る際にはおさえておきたい1冊である。



グリーン・ツーリズム 実践の社会学

青木辰司 著
丸善
価格1,890円(税込)

日本にグリーン・ツーリズムが導入されて10年が経過した。雑誌などでもたびたび紹介され、いまやブームとなっている。本書は、概念的ではない理念や実践形態について、イギリスや日本の宮崎県西米良村、長野県飯田市、熊本県小国町などの先進事例を具体的に紹介しながら環境社会学の視点から考察する。単なる啓発書ではなく、実践する農家や関連業界、学生などに向けた待望の書である。



環境書3月度売上げベストテン

ジュンク堂書店(池袋本店)2004年3月1日~3月31日

1	環境問題を哲学する 藤原書店	2,310円
2	技術にも自治がある 治水技術の伝統と近代 農山漁村文化協会	2,300円
3	センス・オブ・ワンダー 新潮社	1,470円
4	エネルギー・マネジメント ESCO、ESPの潮流 日本電気協会新聞部	945円
5	ダム撤去 科学・経済・環境のためのハインツセンター 岩波書店	2,940円
6	ツバル 海拔1メートルの島国、その自然と暮らし 国土社	1,680円
7	ごみ問題とライフスタイル こんな暮らしは続かない 日本評論社	1,680円
8	環境問題の未来 1 くるま社会 旬報社	987円
9	グリーン・ツーリズム実践の社会学 丸善	1,890円
10	地球環境キーワード事典 中央法規出版	1,575円

価格はすべて税込

1位は筑波大学教授・笹澤豊氏の新刊。地球環境問題の解決には、「建前だけの理想論ではなく、利害が錯綜する本音の空間に身をおいて考えること」と語る。行政関係者、ビジネスマンはずひ読んでおきたい。6位は、地球温暖化で沈みゆくツバルの写真集。春秋社から発行された同じく「ツバル」とあわせて読みたい。2位、5位のダム関連書は、発行点数が増えてきた注目の分野。10位は入門書として最適である。

泊ってみたい! エコロジカルホテル

星野リゾート(長野県軽井沢町)

軽井沢の爽やかな空気に包まれた森の中に、星野リゾートはある。

「ホテルプレストンコート」「星野温泉ホテル(改築中、2005年夏リニューアルオープン)」「村民食堂」「星野温泉トンボの湯」「軽井沢高原教会」などの施設からなる一大リゾートエリアだ。

「リゾートは自然破壊」というイメージを払拭し、自然環境の活用と保全を両立することを目指しており、敷地内での水力発電やゼロエミッション活動などさまざまな取り組みを行っている。これらの活動が評価され、2003年にはグリーン購入ネットワークが主催する「グリーン購入大賞」の環境大臣賞を受賞している。

また、NPO法人「ピッキオ」を設立し、野生動植物の調査・研究や地域生態系の保全活動を実施するとともに、これらの活動を活かしたエコツアーも行っている。

自然とふれあった後は、温泉に入って汗を流し、旬の食材に舌鼓を打つ、そんな楽しみ方が星野リゾートの醍醐味だ。これからの季節、軽井沢の新緑と動物たちに会いに出かけてみてはいかがだろうか。

株式会社 星野リゾート Tel: 0267-45-6000(代表)

〒389-0194 長野県北佐久郡軽井沢町星野
JR軽井沢駅より送迎バスあり

<http://www.hoshino-area.jp/>

・ホテルプレストンコート Tel: 0267-46-6200

料金(税込): 14,700円~(1泊2食付、大人2名1室利用の1名分)



ホテルプレストンコート



エコツアーは、これからの季節が本番。普通に歩いては気付かない野生動植物のおもしろさを再発見。



「星野温泉トンボの湯」は源泉からの掛け流し。檜が香る内湯と自然との一体感が心地よい露天風呂。

このコーナーは、環境に配慮した取り組みを行っている「エコロジカルホテル」を紹介していきます。読者の皆さまも、旅行や出張の際にはエコロジーを宿泊先選びのポイントにしてみてくださいはいかがでしょうか。

編集後記

今回は、3月に開催されました「第2回SMFG環境セミナー」を特集として掲載しております。また、本号より、誌面を一部リニューアルしております。皆さまからのご意見、ご感想をお待ちしております。(朋)

3月、マレーシアで第5回アジア太平洋クリーナープロダクション会議が開催されました。アジア諸国でも、生産工程での環境負荷低減だけでなく、LCAやエコラベルなどの製品設計や消費段階での環境負荷低減に関心が移っていることを実感しました。ここでも経験や反省を情報として共有してほしいとの日本への期待が高まっています。(英)

海外で広く事業展開している大企業と、そうでない大企業、中小企業との間の、環境への取り組みの格差が年々開いているように感じている。特に、中小企業の取り組みがなかなか進まないのは、意識の問題というよりも、最適な認証制度や実効的な環境政策が未整備なことによるのではないかと。そうした中、全面的に改定された「エコアクション21」が4月からスタートしている。ISO14001の中小企業版的なこの制度が、どれほど効果をあげるか、見守りたい。(堀)

本誌をお読みになっただご意見、ご感想をお寄せください。
また、環境問題に関するご意見もお待ちしています。

本誌「SAFE」はホームページ上でもご覧いただけます。

<http://www.smfg.co.jp/aboutus/environment/index.html>

本誌の送付先やご担当者の変更などがございましたらご連絡をお願いいたします。

広報部: 早川 Tel: 03-5512-2688

SAFE vol.48

発行日: 2004年5月1日(隔月刊)

発行: 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 広報部
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2

Tel(03)5512-2688 Fax(03)3504-8351

監修: 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター

企画協力: 株式会社三井住友銀行 三井住友カード株式会社
三井住友銀リース株式会社

編集: トップラン エディトリアル コミュニケーションズ株式会社

印刷: 凸版印刷株式会社

本誌掲載の記事の無断転載を禁じます。本誌は再生紙を使用しています。



2004年5月



古紙配合率100%再生紙を使用しています